

全員協議会会議録

1	開 会	1
2	あいさつ	1
3	議 題	1
	(1) 報告事項について	1
	① 矢板市地域おこし協力隊員の任用について	1
	② 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について	2
	③ 矢板市地域公共交通網形成計画の策定に係るパブリックコメントの結果について	4
	④ 令和2年度地方税制改正（案）の概要について	5
	⑤ 新型コロナウイルス感染症対策について	7
4	その他	18
5	閉 会	21

○ 出席者

【 議員 16 人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由 紀 夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑫ 和 田 安 司
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長
- ⑤ 総合政策課参事兼総合政策課長
- ⑥ 秘書広報課長
- ⑦ 総務部長兼総務課長
- ⑧ 税務課長
- ⑨ 健康福祉部長兼社会福祉課長
- ⑩ 高齢対策課長
- ⑪ 子ども課長
- ⑫ 健康福祉部参事兼健康増進課長
- ⑬ 市民生活部長兼くらし安全環境課長
- ⑭ 市民課長
- ⑮ 農林課長
- ⑯ 商工観光課長
- ⑰ 経済建設部長兼建設課長
- ⑱ 都市整備課長
- ⑲ 会計管理者兼出納室長
- ⑳ 教育部長兼教育総務課長
- ㉑ 生涯学習課長
- ㉒ 選挙・監査事務局長
- ㉓ 農業委員会事務局長
- ㉔ 上下水道事務所長兼水道課長
- ㉕ 下水道課長
- ㉖ 総務課行政担当主幹

齋 藤 淳一郎
横 塚 順 一
村 上 雅 之
三堂地 陽 一
室 井 隆 朗
高 橋 弘 一
塚 原 延 欣
星 野 朝 子
石 崎 五百子
沼 野 晋 一
田 城 博 子
細 川 智 弘
小野寺 良 夫
柳 田 恭 子
和 田 理 男
村 上 治 良
津久井 保
柳 田 豊
永 井 進 一
小 瀧 新 平
山 口 武
森 田 昭 一
大谷津 敏美智
河 野 和 博
齋 藤 正 樹
佐 藤 賢 一

【 欠席説明員 】

なし

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 副主幹 黒 崎 真 史
- ③ 主査 水 沼 宏 朗

1 開 会

○議長（石井侑男） 全員協議会を開会いたします。 (10:00)

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） 全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の議題につきましては、「矢板市地域おこし協力隊員の任用について」など5件であります。これらの件につきましては、所管の部課長から御説明いたしますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 報告事項について

① 矢板市地域おこし協力隊員の任用について

○議長 説明を求めます。

○総合政策課長（室井隆朗） 資料はございません。

矢板市ふるさと支援センター「TAKIBI」のスタッフとして4名の地域おこし協力隊員がおりますが、そのうち隊員2名が退任するのに伴いまして、その後任として、2名の地域おこし協力隊員が新たに着任をいたしますので、御報告いたします。

まず、お名前は手塚将之さん。年齢が30歳で、東京都台東区から矢板市へ転入してまいります。もう一人が渡辺恵太さん、年齢が23歳、神奈川県横浜

市から転入してまいります。任期につきましては、令和2年4月1日～令和3年3月31日ではありますが、最大2年間、任期延長が可能です。配属先は総合政策課となります。

隊員の任務は、矢板ふるさと支援センター「TAKIBI」のスタッフとして地域の抱える課題の掘り起こしや、ここで明らかになった地域課題の解決に向けた地域ビジョンの策定、その地域ビジョンに基づく持続可能な地域づくりなどに取り組んでいただくことになっております。

以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

② 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について

○議長 説明を求めます。

○総務課長（塚原延欣） 資料はございません。

内容は2つございまして、まず1つ目は、例年行っている手続きで、一般会計の歳入歳出予算におきまして、特別交付税、起債充当事業の確定に伴う補正予算を編成する予定でございます。

2つ目が、国が財政措置を行うとしております、今般の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応に伴う補正予算を編成する予定でございます。

この専決処分につきましては、3月末日までに行いたいと考えておりますので御了承くださいますようお願いいたします。

なお、この専決処分の承認につきましては、直近に開催される議会で議案として提出させていただきますので、御審議の上、御了承いただきたく存じ

ます。よろしくお願ひいたします。

また、現在確認中でありますが、この新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応に伴うもので、新年度早々に予算措置の必要が生じた場合には、大変申し訳ございませんが、また専決処分にて処理をさせていただきたいと考えておりますので、併せて御了承いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

○中村議員 1点確認させていただきます。前段のものは国の対策に基づいてということで、これは今年度の補正の専決ということでよろしいでしょうか。そして2つ目に、後段に出てきたのは、新年度予算が議決された後の、来年度の当初予算に対する補正予算ということでよろしいでしょうか。

○総務課長 前段の、3月までにということで、コロナウイルス関係ですが、令和元年度内に執行を要するものを3月までに専決処分とさせていただきたいと思ひます。

そして、後段、お願ひをさせていただいたのは、新年度早々、また別の対応としてやる必要がある場合には、専決処分でお願ひをしたいということで、今年度の専決処分と年度開始早々の専決処分ということになります。

○中村議員 そうしますと、今年度の対策は、国の政策に基づくというような断り書きがありましたが、それ以外で、特に市独自や県からの要請を受けて、ということは考えていないということでよろしいでしょうか。

○総務課長 今回の専決処分の内容、新型コロナウイルスに関しては、市独自のものはございません。

○議長 ほかにございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

③ 矢板市地域公共交通網形成計画の策定に係るパブリックコメントの結果について

○議長 説明を求めます。

○総務課長 資料を御覧ください。

パブリックコメントは1月7日～24日の18日間実施いたしました。その結果、4名の方から10件の御意見等がございました。意見につきましては、矢板市地域公共交通会議において検討を行い、資料のとおり、市の意見に対する考え方を取りまとめいたしました。

意見の内容につきましては、デマンド交通に関するもの、路線バスの運行・時刻・乗車券に関するもの、バリアフリーなどに関するもの、地域資源の有効活用などに関するものの提案あるいは要望というものでありますので、計画の変更や修正はございません。令和2年度に実施いたしますデマンド交通等導入実施計画の策定におきまして、これら頂いた御意見を参考にさせていただき、具体的な運行形態や料金などを検討し、利用しやすい公共交通体系の確立を目指してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの報告に対し、御質疑等はありませんか。

○掛下議員 デマンド交通につきまして、市民の声をいろいろ反映させるために、例えば委員会形式で、一般市民を公募しながら、討議する場を設けながら、仕上げていくという感じのものであれば、より幅広い意見が出てきますので、御検討できないでしょうか。

○総務課長 確かに、利用者である市民の皆様の御意見を頂戴しながら進めるということは、大変重要なことであると考えております。先ほど言いました、

地域公共交通会議のメンバーには住民を代表される方など、いろいろな機関の方に入ってください、この計画を検討しているということをまず御報告させていただきたいと思います。

その後、議員さんがおっしゃったように、公募をして、ということにつきましては、現在考えてはいないところですが、市民の方の御意見等、今回パブコメもやりましたが、また、実施計画をつくる時もパブコメを実施していきたいと考えております。そういったところで市民の方のお声を反映できれば、と考えております。以上です。

○議長 ほかにございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

④ 令和2年度地方税制改正(案)の概要について

○議長 説明を求めます。

○税務課長(星野朝子) 資料を御覧ください。

まず、「1 個人住民税」につきましては、項目が3つございまして、1つ目の、「未婚のひとり親に寡婦(寡夫)控除適用」につきましては、現在、死別または離別に限られている寡婦(寡夫)控除30万円を、未婚のひとり親についても適用するものでございます。2つ目の「寡婦(寡夫)控除の見直し」につきましては、現在、男性のひとり親については、前年の所得が500万円を超える場合は、寡夫控除の対象外となっておりますが、女性のひとり親につきましても、男性と同様の制限を設けるものでございます。また、男性のひとり親の控除額、現在26万円ですが、こちらを女性のひとり親の控除と同額の30万円とするものでございます。3つ目の「個人住民税の非課税措置の見直し」

につきましては、未婚の独り親について、前年の合計所得金額が 135 万円以下であれば、児童扶養手当受給者に限定せず、非課税とするものでございます。なお、いずれの場合でも、住民税の続き柄に「夫（未届）」や「妻（未届）」の記載がある場合は対象外となります。こちらの改正につきましては、令和 3 年度分以後の個人住民税について適用となります。

次に、「2 固定資産税」でございます。こちらも項目が 3 つございまして、1 つ目の「現に所有している者の申告の制度化」につきましては、登記簿上の所有者が死亡した場合、相続登記がされるまでに時間がかかる場合等がございまして、相続登記されるまでの間において、現に所有する相続人等に対し、住所、氏名など必要な事項を申告させることができることとするものでございます。2 つ目の「使用者を所有者とみなす制度の拡大」は、公簿の調査、関係者への質問等、調査を尽くしても固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合、使用者に対し事前に通知をした上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税を課税することができることとするものでございます。3 つ目の「新築住宅に係る税額の減額措置の適用期限の延長」は、新築住宅につきまして居住部分の床面積が 120 m²以下の部分につきまして、一般住宅は 3 年度分、認定長期優良住宅は 5 年度分の固定資産税が 2 分の 1 に減額される制度がございまして、この適用期限を令和 4 年 3 月 31 日まで、2 年間延長するものでございます。

続きまして、「3 たばこ税」につきましては、葉巻たばこ 1 グラムを紙巻きたばこ 1 本に換算して課税をされているため、1 グラムに満たない軽量の葉巻たばこは紙巻きたばこに類似しているにもかかわらず、紙巻きたばこよりも安くなっております。このため、1 本 1 グラムに満たない軽量の葉巻たばこを紙巻きたばこ 1 本に換算して紙巻きたばこ同等の税負担とするもの

でございます。こちらは、令和2年10月1日から段階的に引き上げられることとなります。

最後に、「4 国民健康保険税」でございます。こちらは項目が2つございます。まず、「課税限度額の見直し」につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円に、それぞれ引き上げるものでございます。次の「軽減判定所得の見直し」につきましては、国民健康保険税には均等割額と平等割額を、7割軽減、5割軽減、あるいは2割軽減する制度がございますが、このうち、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行の28万円から28万5千円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の51万円から52万円に引き上げるものでございます。

以上が概要でございます。なお、この税制改正に伴う市税条例等の改正につきましては、施行予定日に合わせまして、議案として提出させていただきますが、4月までに条例改正が必要なものにつきましては、3月末までに専決処分をいたしまして、次の議会で御承認をいただきたいと存じますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの報告に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑤ 新型コロナウイルス感染症対策について

○議長 この件については、各所管課長より説明を求めます。

初めに、健康増進課長。

○健康増進課長（細川智弘） 資料を御覧ください。

新聞等で御覧になっていると思いますが、昨日の栃木県3例目となる新型コロナウイルス感染症患者について報告いたします。患者の概要は、40歳代女性、宇都宮市内在住の方でございます。行動歴等といたしまして、3月12日～14日タイに滞在しており、12日に現地の知人1名と5時間程度行動を共にし、一緒に食事をしております。その翌日3月13日、その知人が新型コロナウイルス感染症の感染が確認され、現地の医療機関に入院しております。3月14日、9時前にタイから日本に帰国。帰国後、成田空港から高速バスを利用して帰宅いたしました。3月17日に発熱、頭痛、鼻水、呼吸器症状があり、入院。3月18日に検査の陽性を確認しました。宇都宮市保健所の発表では、濃厚接触者に該当する方はいないということでございます。

次に、第4回矢板市新型コロナウイルス感染症対策本部会議について報告いたします。このことは、第2回及び第3回の対策本部会議において決定しました、矢板市における会議・イベント等開催判断基準と市立小中学校の臨時休校の期間を3月16日までとしていたため、このことの延長または終了を検討する必要があったため、会議を開催したものでございます。その内容といたしましては、3月5日に県内2人目の感染者が確認されたことなどにより、会議・イベント等開催判断基準は3月31日まで延長とし、市立小中学校の臨時休校の期間を春休み開始日の3月25日の前日である3月24日まで延長したところです。

この決定事項や相談窓口、集団感染を防ぐためのお願いを市民に周知するため、チラシを作成し、行政区長に3月10日、全戸配布の依頼をしたところです。また、3月2日から実施していた学童保育等の市保健師巡回による見

童の健康状態の確認や感染症予防の注意喚起を3月31日まで、週2回程度行うことといたしました。この学童保育及び放課後子ども教室の指導員等が着用しているマスクが個人対応であったところがあったため、8カ所にマスク400枚を3月10日に配布いたしました。高齢者施設は、栃木県において高齢者施設等の衛生用品不足状況調査が実施され、3月10日に市内の状況の結果報告がありました。また、3月12日に総務省及び厚生労働省から、市町村の備蓄マスクを市町村区域内の医療機関、介護施設等で活用していただきたい旨の通知もあったこともあり、3月末までに不足する高齢者施設等15施設に3月13日、マスク3,400枚を配布いたしました。医療機関は、県がマスク等の不足状況調査を実施しましたが、市町に公表しないとしており、状況が分からないので本市において医療機関におけるマスク不足状況調査を3月16日に実施しました。これにより、3月末までに不足してしまう12の医療機関にマスク1,880枚を3月17日に配布いたしました。これらマスク不足により対応した配布数は合計5,680枚であります。

このほかの対策本部の対策状況等は所管の課長から報告いたします。私からの説明は以上です。

○くらし安全環境課長（小野寺良夫）　くらし安全環境課でございますが、感染症の予防につきまして、防災行政無線を使いまして、2月26日夕方から、昼と夕方の1日2回放送しておりますが、これを3月31日まで延長することになりました。また、防災メールでも3月11日または13日に配信しております。

以上です。

○商工観光課長（村上治良）　商工観光課から市長の市内事業所への訪問及び企業活動への影響と実態等に関する緊急アンケート調査の実施について御報

告いたします。

市長の市内事業所への訪問につきましては、3月5日と6日の2日間、市長本人が矢板市内の事業所 109 カ所を訪問して、矢板市における会議・イベント等開催判断基準の周知と小学校低学年等の小さいお子さん、お孫さんをお持ちの従業員に対する休暇を取得しやすい環境づくりへの協力について要請いたしました。また、この機会を捉えて、今回の新型コロナウイルスの感染拡大が事業活動に与える影響につきましても、ヒアリングを行ってきたところでもあります。ヒアリングを行った業種としては、多種多様でございますが、このうち、最も影響が大きかった業種は、宿泊・宴会等の業務を行うサービス業であったと思われれます。その一方、製造業につきましては、一部海外からの部材等の輸入が滞っているという声をお聞きいただきましたが、まだ深刻な状況には陥っていないと思われるところでもあります。しかしながら、この感染の終息が見通せない中で、本市経済への影響は徐々に出てくることが見込まれることから、3月9日に矢板市商工会の会員 673 事業所に対して新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響と実態等に関する緊急アンケートの調査票を送付したところでもあります。集計作業につきましては、現在、矢板市商工会の御協力をいただきながら取りまとめ作業中ですので、週明けに記者発表ができるよう進めているところでございます。

今後につきましては、このアンケート調査の結果を踏まえて、具体的な対策を講じていきたいと考えております。

商工観光課からの報告は以上です。

○教育総務課長（小瀧新平） 教育総務課から、市立全小中学校の臨時休校の延長等について御報告いたします。

先ほど、健康増進課長から説明があったとおりでございますが、過日の第

4回新型コロナウイルス感染症対策本部での協議の結果、終息状況が見えないことなどの理由によりまして、臨時休校期間を3月16日までから春休み前日の24日まで延長することと決定いたしました。このことによりまして、児童生徒の皆様には、臨時休校から引き続き春休みに入ることとなります。なお、学年末の終了証、通知表等につきましては、感染リスクに備えるため、修了式は実施せず、各学校ごとに24日に、時間をずらしながら児童生徒または保護者へお渡しする方向で進めているところでございます。

以上でございます。

○子ども課長（田城博子） 子ども課から、学童保育のスタッフ体制及び児童出席状況と、市長の学童保育等訪問について御報告いたします。

小学校の臨時休校に伴いまして、児童の受け入れ先である学童保育、10クラブでございますが、そちらを開館することといたしました。そのスタッフである指導員の体制につきましては、登録しております指導員と補助員でシフトを組みまして、通常、最低でも2人配置、多いところでは四、五人配置をいたしまして指導に当たっている状況でございます。

また、児童の出席状況でございますが、10クラブの通常の登録者数は374名で、その約50%の178名の方から臨時休校中の学童利用申請がございました。実際の利用者につきましては、日により、また、施設によりばらつきはございますが、おおむね申請者の約60%の利用状況であります。当初は、かなりの利用者であふれるのではないかと心配いたしましたが、各家庭の御理解と御協力により、利用者は思いのほか少なくなっている状況でございます。

また、去る3月11日（水）、学童保育館訪問ということで市長が4施設、矢板小学童保育館と民間保育園の学童、そして放課後子ども教室の豊田っ子ふれあいスクールと乙畑ひまわりスクールを訪問し、状況を確認いたしました。

子ども課からの報告は以上でございます。

○生涯学習長（山口武） 生涯学習課所管の事業及び施設等の新型コロナウイルス感染症対策について説明いたします。

まずは、小学校休校に伴い、3月2日から実施している放課後子ども教室、乙畑ひまわりスクールと豊田ふれあいスクールの実施状況について報告いたします。乙畑小学校のひまわりスクールは、通常61名の児童を、指導員と地域のボランティアが見守りを行っております。休校時におきましては、希望者数は19名でございます、実際の利用者は1日当たり11名前後という状況でございます。開設時間は午前8時から午後6時30分でございます。実施体制といたしましては、地域ボランティアの方々は、高齢者の方が多いことから、指導員と非常勤教員・職員において見守りを行っております。豊田小学校のふれあいスクールにつきましては、通常29名の児童を乙畑小と同じく指導員と地域ボランティアで見守りを行っております。休校時の希望者は6名でございます。実際の利用者は1日当たり四、五名といったところでございます。開設時間につきましては、午前8時～午後6時でございます。実施体制につきましては、乙畑小学校同様、指導員と非常勤の教員・職員により実施をしております。また、保健師が子どもたちの健康状態や教室の環境など、週2回、月・木と巡回し、指導を行っております。子ども課から報告がございましたとおり、3月11日には、学童保育と併せまして乙畑・豊田両方に市長が訪問しまして現地の状況を確認されております。

今後の対応につきましては、小学校の休校延長に伴い、3月24日まで実施することとし、春休み期間におきましては、乙畑小のひまわりスクールは通常どおり指導員と地域ボランティアで実施をいたします。豊田小のふれあいスクールは通常、長期休みは実施していないことから、春休み期間は実施を

いたしません。希望者につきましては、学童保育への参加をお願いしております。

次に、社会教育施設の利用について報告をさせていただきます。生涯学習館、泉・矢板・片岡公民館、沢農村環境改善センター及び所管するスポーツ施設につきましては、3月31日まで利用を御遠慮いただくこととしました。16日以降に御予約いただいていた方には、新型コロナウイルスの感染の状況、矢板市における会議・イベント等開催判断基準を説明いたしまして、御理解をいただいております。なお、図書館、郷土資料館及び矢板武記念館は、入館・退館時の手洗いや消毒、咳エチケットの励行、風邪のような症状のある方と団体での御利用は御遠慮いただいているところでございます。御遠慮いただくこと以外は、通常どおり開館しております。

続きまして、各種講演会・講習会等の開催につきましては、生涯学習課及び公民館主催の行事並びに関係団体の自主活動につきまして、今年度、事業はほぼ終了している状況にございますが、一部実施を予定しておりました自主活動などにつきましては、3月31日まで自粛いただくようお願いし、御理解をいただいております。

生涯学習課からは以上です。

○議長 以上の説明に対し、御質疑等はありませんか。

○中村議員 2点お伺いします。関係部門が分かれますので、分けて話をさせていただきます。まず、1点目が学校関係でございます。休校措置を取って、また、それがさらに春休みまで延長ということになっています。保護者の間からも、子どものストレスの話もありますが、周りの学校で授業をしているということもあって、子どもたちの授業の遅れ、そういったものを心配する声も出ています。それに対して矢板市としてはどのような見解を持っておら

れるのか、また、そのような声に対して、不安に対して、どのような対応を取られているのかお伺いをさせていただきます。

○教育総務課長 休みによります事業の遅れ等の心配の件でございますが、矢板市におきましては、3月2日の休みに入る前の土・日でございますが、前々日・前日に臨時登校日ということでさせていただきまして、その際になります。補助プリントの配付でありますとか、学習支援用サイトの周知であったり、とちぎっ子ワークアップシートの利用など、そうした学習支援のための説明を行ったところでございます。また、独自の対応としまして、市で行っております家庭学習ノートも休みの期間中、活用していただくよう指導しているところでございます。

また、新学期に入りまして、まだそれでも不足している部分のものにつきましては、新学期のほうで一部勉強のほうの対応をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中村議員 今の説明の中で、土・日を登校日にして説明をしているというのは、児童生徒に対して説明ということでよろしいですか。保護者に対してそういう説明がされたということでもいいのか、まず確認をさせてください。

それともう一点、先ほどの、長引いているということもあって、事業の遅れを心配する声も出ていますけれども、それに対して、春休みの期間を短くするとか、そういったことは全く検討がされていないのか否かについてもお聞きしたいと思います。

○教育総務課長 保護者様への周知につきましては、児童生徒さんを通して周知していただくということで対応しているところでございます。

また、春休み中に、そういった補講等…短くして、ということにつきましては、現状では考えていないところでございます。

○中村議員 保護者からもいろいろな心配の声も出ています。そういったものが教育委員会にも届くと思いますので、できるだけ不安払拭のため対応していただきたいと思います。

2つ目の質問です。先ほど複数のところで、市長が自ら訪問されたという話が出ました。ちょうど5日・6日、これは市長にお伺いしたいのですけれど、5日・6日は常任委員会、また、予算審査特別委員会分科会の開会日でしたけれども、この両日だと思いますが、市内企業109社を回られたと聞き及んでおります。この説明は先ほど担当課からございましたけれども、私が考えるに、当然ながら議会、委員会中、重要な案件を審査している状況ですから、何事もなければ市長は待機されているものと思っておりますが、今回は、そのコロナウイルスの関係が重要だという判断の元に企業回りされたのだと理解しております。そういうことであれば、緊急を要する、また、時間を費やさないで、市内徹底し、また、状況調査をするということであれば、それなりの体制の下に、当然ながら市の職員を振り分けて対処すべき事柄ではなかったのかなと考えます。当然ながら市長という矢板市のトップリーダーとしてはそういうことを行うべきではないかなと思うわけですが、今の私の指摘に対して市長がどのようなことでああいう措置を取られたのか、お尋ねをさせていただきます。

○副市長（横塚順一） 中村議員の御質問のうち、まず市長の待機についてのお尋ねについて私のほうからお答えさせていただきます。

御質問の趣旨といたしましては、常任委員会の開催時、市長が庁内または自席で待機すべきではないかという質問であるかと思いますが、まず、委員会開催時に市長が待機をしなければいけない、待機をするものとする、待機をするといった、解釈の面から申し上げたいと思います。

議員も御承知のとおり、自治法、委員会条例では、市長等の本会議、委員会への出席についての規定はありますが、待機についての法的な規定はありません。また、この件について、黙示的な了解があるか・ないかは承知していないことを前提に申し上げれば、準法規的な観点として、議会の先例集等においても明示的な定めがないところでもあります。こういったことから、文理的に解釈をいたしますと、委員会開催時に市長の待機義務はないことは自明の理であると思われま

しかし、議会は、私が申し上げるまでもなく、執行部にとっては、大変重要であり、最大限尊重しているところでもありますことから、議会開会中は努めて催事・会議等を入れないよう、スケジュール調整をしております。しかしながら、平成29年9月議会中に、県知事を初めといたします県内のJR沿線の首長がJRへの要望活動を行うなど、こちらが企図せず、やむを得ず不在になることもあります。今回についても、感染症対策のための極めて緊急性の高い公務といった、即時的に対応しなければならない正当な公務の執行であったと考えております。

ただし、正当な公務の執行であっても、委員会開催中であることは最大限考慮しなければならないと考えておりますので、市長の不在中には、代決者であります副市長である私が、常時待機をして、対応できる体制にあったことを申し添えさせていただきます。私からは以上です。

○中村議員 私からは以上ということでしたけど、それで終わりですよ。という確認をさせていただいた上で、先ほど副市長、私の言葉を聞いておられましたか。何事もなければそうでしょうねという、誰も待機義務があるとか、規則・規程でそうなっているとか、そういうことは一言も申し上げていません。何事もなければ議会の重要性から見て、そうされたでしょうね、ただし

今回は事情が違うので、市長自ら行かれたのですよねと、そういう前置きはしましたが副市長聞いていましたか。それはいいとして、そういう事情だということだと思えます。したがって、それだけ緊急を要する、109、どれだけの時間割で回られたか分かりませんが、かなり時間はかかると思えますし、1事業所当たりも滞在時間は短いのかなと思えます。そうではなくて、やはり矢板市のトップリーダーで、緊急性、必要性があれば市の職員を振り分けてでも、そういう時間をかけながら事情聴取をする、そしてまたお願いをする、そういったことをすべきではないですか、というのが私の指摘です。

ということをもう一回、議長…先ほどの答弁には、ないと思えますので、お尋ねします。

○市長 職員を振り分けてでも、というお話がございましたけれども、特に3月5日・6日につきましては、2つの予算審査特別委員会の分科会に分かれての予算審査が予定されてございました。ここにおります幹部職員はもとよりグループリーダー等、まさに説明員といたしまして控えている必要があったかと思えます。そういった中で、まず、職員を振り分けてということは、正直言ってイメージできないといえますか、物理的に難しかったのではないかと考えているところでございます。そういった中で、私、市長が手隙だったからということではございませんが、限られた時間の中で、いろいろな、市長がいわゆる企業の、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業活動への影響について聞き取りをするだけではなくて、市長名で決定をいたしました、例えば、矢板市における会議・イベント等開催判断基準の周知や、安倍総理の臨時休校の呼びかけに応じる形での休暇を取得しやすい環境づくりへの協力要請といったものを私が代表してさせていただいたということも加味していただいて、御理解をいただければと思っております。

○中村議員 言葉のあやですけれども、総動員ということは申し上げていません。だから、市長独りで回られるよりは手分けして、手が空いているというのは語弊かもしれませんが、当然ながら、庁内にはかなりの人数の職員がいらっしゃるわけです。市長の命を受けて、緊急を要するのであればそういう方を振り分けて、なおかつ、ヒアリングも少し時間をかけながらやっていく、きちっと情報を伝える、情報を吸い上げる、そういったことをするのがトップリーダーの役割だと私は思いますが、この件についてはこれ以上議論する気はございませんので、終了させていただきます。

○議長 ほかにございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

4 その他

○議長 議員各位及び執行部から何かありませんか。

○中村議員 これも、続けてになりますが、市長にお尋ねさせていただきます。

過日、齋藤淳一郎レポートというものが市内に配布されました。これは、市長の政治活動における一環だと認識しています。その挟まれている中に、矢板市健康増進課の銘を打ったチラシがクリップ留めされていました。一目見た方から、こんなのありなの、公私混同ではないの、そういう指摘を受けました。

そのチラシというのは、一つは…何回目かは分かりませんが…2回目の対策本部会議の後に、周知をするために全戸配布された2つ折りの4頁にわたるもののうちから、裏表の2頁分です。2回目は、先ほど、このコロナウイルス対策で第4回を受けてチラシをつくったというアナウンスがございま

たが、これだという認識をしています。これに対して、先ほど言いましたように、私的流用、公私混同ではないですかという指摘をされる方が多くいらっしゃるのですが、これに対して市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長 公私混同ではないかという御指摘でございましたけれども、議員の御質問の意図がよく分かりませんが、とりあえず思うところを申し上げたいと思います。

先ほど、健康増進課長のほうから御説明申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けまして、矢板市におきましてはこれまで2回にわたりまして、行政区加入の全戸に対しまして感染予防に対する啓発チラシを作成の上、配布をいたしたところでございます。また、このほか、矢板市のホームページのほうに多分、特設サイトが設けられたかと思いますが、こちらに同様の、PDFファイル化されたデータを掲載して、ダウンロード可能な状態で掲載をしているかと思っております。

これら啓発チラシの配布や、さらに申し上げれば、市ホームページの掲載ですけれども、新型コロナウイルス感染症予防のために実施をしたものでございまして、そこで個人、また、団体が、これら配布とされた啓発チラシに関する情報を、さらに何らかの形で、何らかの方法で伝えることは市の取り組み目的に合致しているものであり、それらを歓迎・推奨することはあっても、抑止させるようなものではないと理解をしているところでございます。以上でございます。

○中村議員 内容は分かりました。ということは、まずは、市長がこれを配られたことは確かだと思います。市長の名刺が一緒に入っていましたので。その上で、今の見解は、市で作成した文書などについては、それが広く市民に周知させるものは、何びとがそれを私的に使ってもいいですよ。政治活動

に使ってもいいですよと。そういう見解だと解釈をしましたが、それで市の正式見解としてよろしいでしょうか。

○市長 一般論として申し上げます。今回対象となっております啓発チラシに限らずでございますが、国や地方公共団体などが作成したチラシは、公益性が強い、極めて強い、それゆえに、一般に著作物ではあるものの、著作権は認められないと解されているのは、議員御承知かどうか分かりませんが、そのような解されているところがございます。

そういった中で、例えば、掲載されている文言の一部が切り取られて利用されているということにつきましては、各種法令に抵触する可能性があるかと思っておりますけれども、それを、多分自費、齋藤淳一郎後援会が発行者になっているかと思っておりますが、他者が自費で印刷製本を行って、ということがございます。そのような形になっているかと思っておりますけれども、例えば市役所が印刷したものをどこかまとめて、何かの別の活動の一環で、ということについては課題が残るかもしれませんが、私が知る限り、ホームページからダウンロードして、ダウンロードするということは当然複写がされることが前提であるかと思っておりますけれども、そういった形で活用されるということについては、何ら問題ないのではないかと。「公私混同」という御指摘がありましたけれども、もうこういう形になれば「公」も「私」もないのではないかなと理解させていただいているところがございます。以上でございます。

○中村議員 今の市長の、るる説明は、さっき私が確認した内容と一緒にですので、それが市の公式見解だと理解をさせていただきました。

その上で1点。市長も言われましたが、加工すると問題があるかもしれないという話がありましたけれど、さっき言いましたように、4頁あったものを2頁に、要は、中の2頁分をカットして…それともこれは加工とはみなさ

れないという解釈でいいのでしょうか。

○市長 加工といいますか、A4版が2枚になった経緯でございますけれども、これはむしろそれぞれ別の資料を配布のしやすさ等を考えて、合冊化したとか、A3一枚、両面に収めたということではないかなと思っているところでございます。

内容はそれぞれ1頁ごとに独立している内容かと思えます。これは改編という形には当たらないと理解をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○中村議員 市長という矢板市のトップの方ですので、市民からそういう疑義、疑惑の目で見られないような、そういう行動をすべきだと思います。

先ほどの件も、多くの方からそういう疑念が届いています。是非、そういうことのないように努めていただきたいと思います。以上です。

○議長 ほかにございませんか。

(なし)

5 閉 会

○議長 以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。 (14:28)

お疲れさまでした。